

# 米 国 U.S.A

## 砂糖輸入は TPP でどうなる？

ジェトロ海外調査部北米課 山田 良平

米国の砂糖輸入には、関税割当制度（TRQ）が採られている。輸入制度の基本は WTO に基づく関税割当枠であり、主な FTA 締結国に供与している優先枠は全体に比してそれほど大きなシェアを占めるわけではない。そんな中、北米自由貿易協定（NAFTA）発効から15年、メキシコの対米砂糖輸出は無税となりシェアが拡大している。一方、オーストラリアは米豪 FTA で優先枠が与えられておらず、米国の他の FTA 締結国よりも不利な状況に置かれる。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉参加国間で扱いが異なることになり、今後の交渉過程で大きな論点となりそうだ。

### 関税割当制度を基本に

米国の通商交渉において、砂糖はいわゆるセンシティブ品目であり、輸入数量をコントロールする政策を採っている。これまでの自由貿易協定（FTA）においても、通商代表部（USTR）は自由化を極力遅らせる、あるいは除外する扱いをしてきた。

政府は数量コントロールについて、国内価格を世界市場価格より高い状態に保ち、かつ効率的な供給を維持するためとする。2013年度（12年10月～13年9月）の大きな需給構造は、国内生産が800万6,000トン、輸入が294万7,000トンと、総供給の3割前後を輸入品に頼る。

砂糖の輸入で TRQ を採る米国は、過去の実績に基づいて毎年度の枠を決め、各国に割り当てている（表1）。これは WTO 協定に基づく措置で、粗糖と精

糖に分けて行われている。一定枠までは無税／低税率での輸入が可能だ。枠を超えると高い税率が課せられる。高税率は従量税になっており、従価税に換算する場合、製品、年度、方法によって差があるが、大体70～90%程度になるとされる。このため輸入実績はほとんどない。

粗糖については、米国は38カ国に111万7,195トン（13年度）を割り当てている。ドミニカ共和国が16.9%で最大枠、次いでブラジル（13.9%）、フィリピン（13.0%）と続く（表2）。精糖は粗糖の10分の1規模で、11万7,254トンが割り当てられ、カナダに1万2,050トンの優先枠が与えられている。

また特定の砂糖製品（シロップやチョコレートの一部）は6万4,709トンの割当量である。この9割以上に当たる5万9,250トンがカナダに優先枠として充てられている。

### 国ごとに異なる FTA 優先枠

WTO に基づく TRQ の他に、FTA を結んでいる国に対し、米国は砂糖品目一般について FTA に基づく優先枠を設定している。枠は国ごとによって異なる。

表1 砂糖、砂糖製品の関税割当（2013年度）

品目名	HSコード	割当枠(トン)	備考
サトウキビ粗糖	1701.13.10, 1701.14.10	1,117,195	38カ国に割当
精糖	1701.12.10, 1701.91.10, 1701.99.10, 1702.90.10, 2106.90.44	117,254	2万2,000トン…WTO協定に基づく割り当て ・1,656トン…特殊製品 ・1万2,050トン…カナダ優先枠 ・残り8,294トン…申請順 9万5,254トン…4回に分けて申請順
砂糖を使った特定の製品（シロップ、チョコレートの一部）	1701.91.54, 1704.90.74, 1806.20.75, 1806.20.95, 1806.90.55, 1901.90.56, 2101.12.54, 2101.20.54, 2106.90.78, 2106.90.95	64,709	うち5万9,250トンはカナダ優先枠

出所：国際貿易委員会（USITC）、通商代表部（USTR）

表2 粗糖の関税割当枠、主要国（2013年度）

国名	割当枠（トン）	シェア（%）
ドミニカ共和国	188,908	16.9
ブラジル	155,634	13.9
フィリピン	144,901	13.0
オーストラリア	89,087	8.0
グアテマラ	51,520	4.6
アルゼンチン	46,154	4.1
ペルー	44,007	3.9
世界	1,117,195	

出所：USTR

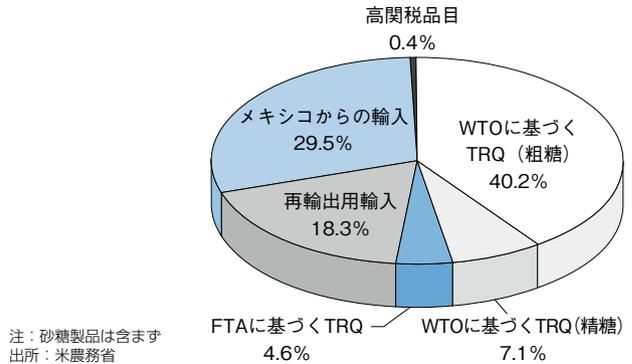
例えばドミニカ共和国は1万1,400トン、グアテマラは4万2,000トンなど、WTOに基づく枠の方が大きいケースも多い。この枠は、年々一定ペースで拡大するが無制限とは永遠にならず、完全に自由化はされない。この種の枠の設定は、砂糖の主要生産国であるドミニカ共和国・中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）、ペルー、コロンビア、パナマとの各FTAで同様の制度となっている。

実はこの枠も無条件で提供されているわけではない。その国の砂糖の対世界貿易黒字（直近年の数字）が枠より小さければ、その黒字幅そのものを枠量とするように設定されている。つまり、相当規模の黒字があり輸出余力があって初めて、対米輸出を認めるとする考えに基づく。例えばドミニカ共和国は、砂糖の貿易収支が赤字だったため、DR-CAFTAに基づく12年の割当量はゼロだった。

ちなみに、他のFTA締結相手国としてはシンガポール、チリ、モロッコ、バーレーン、オマーンなどもあるが、これらの国からの砂糖の輸入実績はほとんどない。これらのFTAにおいては、発効10～12年後にTRQが撤廃される予定で、一応自由化される形となっている。

FTAを結んでいながら優先枠が設けられていないのはオーストラリアだ。米豪FTAは砂糖の輸入については全く触れていない。米国の主張に押し切られる形で、交渉が決着したためだ。つまり表2の通り、WTOに基づき割り当てられた8万9,087トンのみが同国に与えられた対米輸出枠である。TPP交渉で、オーストラリアが米豪FTAを再交渉する形になっても米国の砂糖市場にアクセスしたいとするのはこういう経緯があるからだ。

図 米国のプログラム別砂糖輸入（2012年度）



他方、メキシコはこうした複雑な制度と無縁の立場にある。NAFTAの下、15年の経過措置により、08年以降関税割当の上限が取れ、砂糖の関税は撤廃された。このためメキシコは、砂糖の対米主要輸出国としては、FTAを用いて無税アクセスが無制限で可能な唯一の国である。

米国のプログラム別の砂糖輸入は図の通り。12年度は各種TRQ（WTO、FTA）分が半分を超える。一方、メキシコのシェアは拡大傾向にある。農務省（USDA）の輸入見通しによると13年度、メキシコは49.1%にまでシェアを高め、これらTRQ合計分を上回ると見込まれている。

### 米豪交渉の見どころは

オーストラリアは、メキシコのような無税無制限アクセスを許されていないだけではない。対米FTAに基づく優先枠も与えられず、不利な状況にあるといえる。そうした中でカナダとメキシコが12年10月にTPPに交渉参加したことで、豪側はNAFTAと米豪FTAとの不平等性を、今後一層厳しく提起することになるだろう。つまり、NAFTAが15年で撤廃される一方、米豪は枠内のアクセスにとどまるという不均衡が生じていることは、TPPが掲げる「高水準」や「首尾一貫した（coherent）」といった標語と食い違う。

とはいうものの米国はTPP交渉で、既存のFTAがない国とのみ関税交渉を行っていると言われる。この交渉方式に変化がない限り、豪側は砂糖を再交渉できる環境にはない。こうした不満は、他の非関税分野（投資、国営企業の扱いなど）での交渉のこじれに飛び火する可能性も秘めている。

JS